

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年8月3日(2017.8.3)

【公表番号】特表2015-535719(P2015-535719A)

【公表日】平成27年12月17日(2015.12.17)

【年通号数】公開・登録公報2015-079

【出願番号】特願2015-535027(P2015-535027)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/07 (2013.01)

A 6 1 F 2/89 (2013.01)

A 6 1 L 27/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/07

A 6 1 F 2/89

A 6 1 L 27/00 P

【誤訳訂正書】

【提出日】平成29年6月14日(2017.6.14)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 4 6

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 4 6】

前記カスタマイズされたまたはパーソナライズされた大動脈内部人工器官の3Dモデルに基づいて、2D構造が作製される。特定の実施形態では、3Dモデルが2D面へと移され、または投影され、それによって、3Dモデルに対応する2Dパターンを生成する。3Dから2Dへの移行は、たとえば、3Dモデルの殻を広げ(unwrapping)、広げられた画像を2D面上に投影することによって、または3Dモデルを2D面上に展開する(unrolling)ことによって、実行される。また、U-Vパラメータ化されたほどき(unfolding)などの他のほどき法も、2Dのほどかれた表現(unfolded representation)を取得するために使用することができる。特定の一実施形態では、ほどかれた表現は、剛性リングの位置の情報および/または解剖学的構造に関する情報を含む。特定の実施形態では、ほどかれた表現は、接着または縫製によって内部人工器官を重複構造に取り付けるための、または3Dに畳まれた段階における潜在的な穴または漏出を除去する特徴を備える。